

しおやクリーンセンター
各槽内清掃業務委託

仕様書

令和8年4月

塩谷広域行政組合

1 目的

しおやクリーンセンターにおける各槽内の定期的な清掃を行うことにより、異物の混入を防ぎ、当該施設を良好に維持し、また、各槽内を衛生的に保つことを目的とする。

2 委託業務名 しおやクリーンセンター各槽内清掃業務委託

3 委託業務箇所 栃木県矢板市安沢 3622 番地 1 しおやクリーンセンター

4 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで

5 委託業務概要

(1) 業務の流れ

- ① 「(2)清掃箇所及び実施回数」に記載されている各槽内に貯留されている処理水の間層部分を受託者が準備する 10t バキューム車により吸引する。
 - ② 同一の槽における異物が浮いている上層部分及び汚泥・沈砂物が溜まる下層部分については、本組合が委託する業者の運搬車両にて吸引する。
 - ③ 同一槽内の壁面の付着物を水で洗い流し、清掃を行う。
 - ④ 清掃終了後、受託者が吸引していた処理水を受入槽に戻す。
- ※ 本委託業務に必要な資機材等は、すべて受託者が負担するものとし、清掃に必要な水や電力は本組合が支給する。

(2) 清掃箇所及び実施回数

| 清掃箇所 | | 寸法 (m) | 有効容量 (m ³) | 実施回数 |
|------|-------|--------------|------------------------|--------|
| 沈砂槽 | し尿 | | 3.5 | 12 回/年 |
| | 浄化槽汚泥 | | 3.5 | |
| 受入槽 | し尿 | 4.7×6.2×1.9 | 55.3 | |
| | 浄化槽汚泥 | 2.8×6.2×1.9 | 32.9 | |
| 貯留槽 | し尿 | 6.2×7.55×3.5 | 162.3 | 1 回/年 |
| | 浄化槽汚泥 | 6.2×7.55×3.4 | 157.7 | |
| 中継槽 | | 1.7×2.9×3.5 | 17.2 | |

(3) 実施予定日

本業務の実施予定日は下記のとおりとし、原則として午前8時30分から開始するものとする。ただし、実施日時を変更する場合は、両者協議の上、変更できるものとする。

| | 沈砂槽 受入槽 | 貯留槽 1 | 貯留槽 2 | 中継槽 |
|-----------|------------|-------|-------|-----|
| 4/25 (土) | ○ | | | |
| 5/23 (土) | ○ | | | ○ |
| 5/24 (日) | | ○ | ○ | |
| 6/20 (土) | ○ | | | |
| 7/25 (土) | ○ | | | |
| 8/22 (土) | ○ | | | |
| 9/26 (土) | ○ | | | |
| 10/24 (土) | ○ | | | |
| 11/14 (土) | ○ | | | |
| 12/19 (土) | ○ | | | |
| 1/16 (土) | ○ | | | |
| 2/13 (土) | ○ | | | |
| 3/13 (土) | ○ | | | |

6 作業主任者の選任

受託者は、酸素欠乏等に関わる危険業務の実施に際し、適切な資格、経験、技術を有する者として危険作業主任者(以下「作業主任者」という。)を1名選任し、作業開始前までに、作業主任者届を提出するものとする。

7 作業注意事項

- (1) 受託者は、清掃作業中の労働災害、酸素欠乏、硫化水素中毒、引火性ガスによる爆発等の安全対策については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等その他関係法規を遵守するとともに、作業者に対する安全教育の徹底を図るなど、事故防止に最大限努めること。
- (2) 受託者は、作業開始前に、酸素、硫化水素等の濃度測定を行い、安全を確認した上で、作業を開始すること。
- (3) 委託者は、この業務における作業員等の事故については、一切の責任を負わないものとする。
- (4) 作業後、現場を清掃し、原状復帰させること。

8 提出書類

業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出すること。

- (1) 着手時
 - ① 着手届

- ② 作業主任者届
- ③ 作業員名簿

(2) 完了時（業務完了の都度提出すること）

- ① 完了届
- ② 報告書
 - ・ 作業写真
 - ・ その他必要な書類

9 秘密の保持等

- (1) 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、委託者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計書等（委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

10 その他

- (1) 本委託業務の実施に当たり、受託者の責により、建物及び工作物等に損害を与えたときは、受託者が賠償の責を負うものとする。
- (2) 本委託業務上疑義が生じた場合には、その都度両者協議するものとする。